

新発田市監査委員公表第2号

定期監査結果の公表について

令和2年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月25日

新発田市監査委員 坂上 徳行

新発田市監査委員 湯浅 佐太郎

令和 2 年度 定期 監査 結果

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 坂 上 徳 行

監査委員 湯 浅 佐太郎

なお、湯浅佐太郎監査委員は、新発田市議会議員及び新発田市消防団副団長であるため、監査対象とした議会事務局、地域安全課及び選挙管理委員会事務局の所管事務事業のうち、自己に係る部分の監査については、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定に基づき除斥した。

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

ア 監査の対象課、機関、局等

① 議会事務局

② 市長の事務部局

総務課、人事課、財務課、契約検査課、情報政策課、収納課、市民生活課、地域安全課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、健康推進課、スポーツ推進課、保険年金課、新発田駅前複合施設、商工振興課、観光振興課

③ 会計課

④ 教育委員会の事務部局

学校教育課、中央図書館、歴史図書館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館、青少年健全育成センター、児童センター

⑤ 選挙管理委員会事務局

⑥ 藤塚浜財産区

イ 監査の対象範囲

① 5 月に実施した課等にあつては、令和元年度の財務及び事業管理に関する事務と令和元年度及び 2 年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

② 1 0 月以降に実施した課等にあつては、令和 2 年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和元年度及び 2 年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和2年5月12日から令和3年2月10日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

特に、市単独の補助事業等における補助金等交付事務で、事業完了後の実績報告書が補助金等交付規則、要綱（以下「規則等」という。）で定める期限までに提出されていない、若しくは期限を超えて提出されている事例が少なからず確認された。

実績報告書は、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定及び条件に適合するものであるかどうかを審査するため、期限を定めて補助事業者に提出させるものであり、期限まで実績報告書の提出がない、若しくは実績報告書の提出が期限を超えた場合は、上記の審査事務や補助金等の確定に支障を来たす場合もある。

今後は、提出期限の遵守について補助事業者への指導を徹底し、規則等に基づいた事務の履行が確保されるよう要望する。

なお、軽微な注意事項については、その都度、監査時に口頭で指導した。

監査対象	監査年月日	特記事項
議会事務局	令和 2年11月 2日	おおむね適正と認めた。
総務課	令和 3年 2月 9日 ～10日	おおむね適正と認めた。
人事課	令和 3年 1月19日	随意契約の締結で、適正を欠く事務処理が見受けられた。
財務課	令和 2年10月 8日	おおむね適正と認めた。
契約検査課	令和 2年11月 5日	おおむね適正と認めた。
情報政策課	令和 2年10月29日 ～30日	おおむね適正と認めた。
収納課	令和 2年10月27日	おおむね適正と認めた。
市民生活課	令和 2年11月12日 ～13日	おおむね適正と認めた。
地域安全課	令和 3年 1月 7日 ～ 8日	① 手数料の収納事務委託で、委託に係る告示等が行われていなかった。 ② 補助金額の確定に係る起案で、適正を欠くものがあった。 ③ 随意契約の予定価格で、予定価格決定書を作成後、封書にしていないものが見受けられた。
豊浦支所	令和 2年10月22日	おおむね適正と認めた。
紫雲寺支所	令和 2年 5月12日	おおむね適正と認めた。
加治川支所	令和 2年 5月19日	おおむね適正と認めた。
健康推進課	令和 2年11月10日 ～11日	収納委託している保健事業負担金で、適正を欠く事務処理があった。
スポーツ推進課	令和 3年 1月21日 ～22日	おおむね適正と認めた。
保険年金課	令和 2年11月17日 ～18日	おおむね適正と認めた。
新発田駅前 複合施設	令和 2年10月13日 ～14日	行政財産使用許可書の教示で、適正を欠くものがあった。

商工振興課	令和 3年 2月 2日 ～3日	助成金の実績報告書で、要綱で定める期限までに提出されていないものがあつた。
観光振興課	令和 3年 1月 28日 ～29日	① 行政財産使用料の算定及び行政財産使用許可書の教示に誤りがあるもの、使用料の徴収で適正を欠く事務処理があり、特に改善を要請した。 ② 補助金の実績報告書で、規則で定める提出期限を超えて提出されているものがあつた。
会計課	令和 3年 2月 4日	地方税の収納事務受託者に対する検査が行われていなかった。
学校教育課	令和 3年 1月 12日 ～13日	① 物品購入の契約手続で、適正を欠く事務処理があつた。 ② 補助金の実績報告書で、規則で定める提出期限を超えて提出されているものがあり、特に改善を要請した。 ③ 地域スポーツ人材学校派遣事業の委託で、契約事項に沿った事務処理がなされていなかった。
中央図書館	令和 2年 10月 13日 ～14日	おおむね適正と認めた。
歴史図書館	令和 2年 10月 15日	随意契約の締結で、適正を欠く事務処理が見受けられた。
紫雲寺地区公民館	令和 2年 12月 24日	① 委託料の支出手続で、適正を欠くものがあつた。 ② 地域コミュニティスポーツ事業の委託で、契約事項に沿った事務処理がなされていなかった。
加治川地区公民館	令和 3年 1月 5日	体育施設使用料の減免による端数処理で、所管課と異なる計算方法により算定しているものがあつた。
青少年健全育成センター	令和 3年 1月 14日	行政財産使用許可書の教示で、適正を欠くものがあつた。
児童センター	令和 3年 1月 14日	おおむね適正と認めた。
選挙管理委員会事務局	令和 3年 1月 26日	おおむね適正と認めた。
藤塚浜財産区	令和 2年 5月 12日	おおむね適正と認めた。